

北海道税理士会へ税理士登録申請書を提出される方へ

登録申請にあたって（必ずお読みください）

【 申請書類の入手について 】

登録申請書は、日本税理士会連合会のホームページからダウンロードする方法と、北海道税理士会から郵送にて取り寄せする方法があります。

【 申請書類の締切日について 】

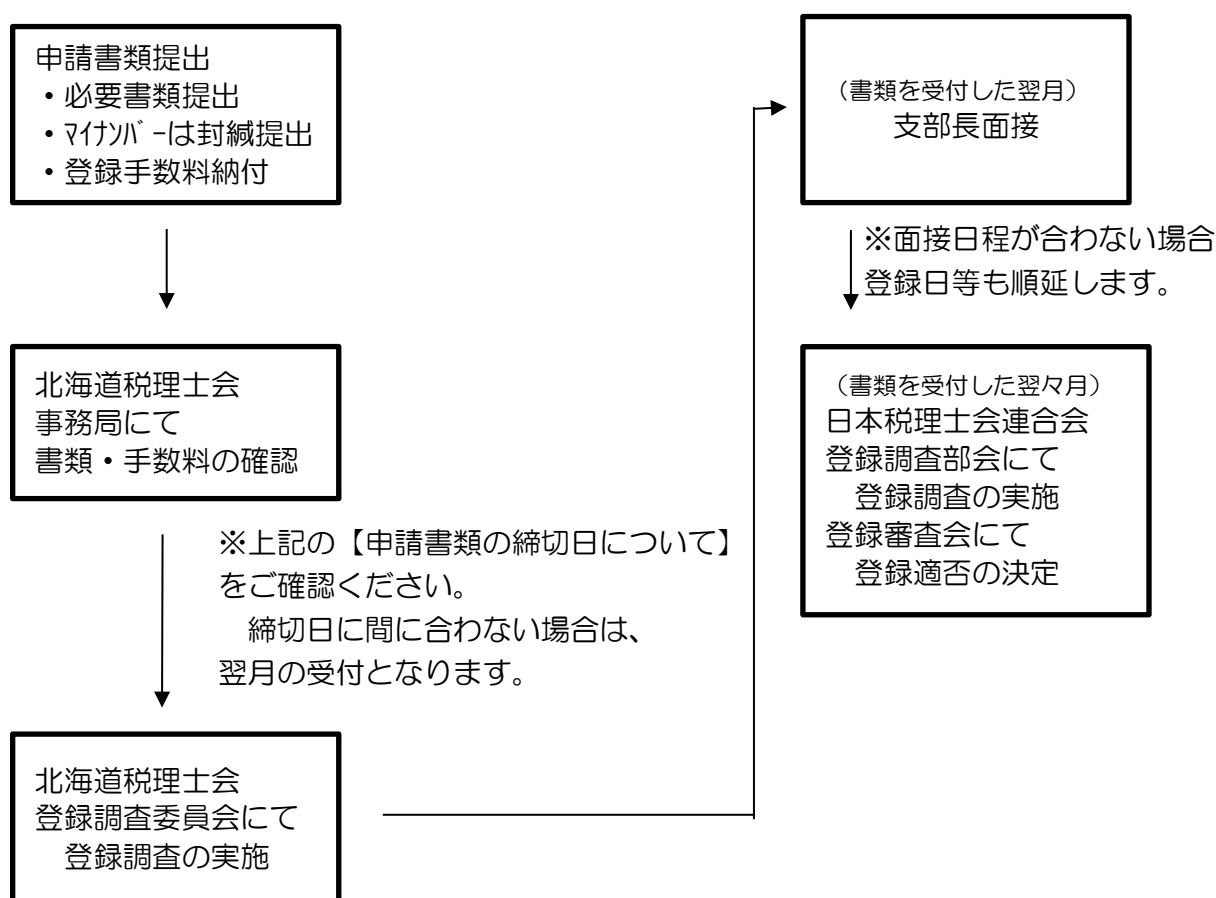
毎月20日です。

（注）20日が土日祝、その他北海道税理士会館が休館日の場合は、前営業日が締切日です。

（注）郵送の場合は20日必着です。

（注）不足書類があった場合で20日までに用意できない場合、登録手数料が20日までに納付されていない場合は翌月分の受付となります。なお、個人番号関係書類については、北海道税理士会にご提出いただいた後、日本税理士会連合会において書類の確認を行い、もし提出書類に不備があった場合は、追加提出をお願いすることがあります。追加書類の提出期日によっては登録申請書類の受理日が翌月にずれ込む場合がありますので、ご注意下さい。

【 申請から登録までのスケジュールについて 】



（注）上記のスケジュールは登録認可になるまでの、おおよその目安としてください。

【 書類作成にあたって 】

- 申請書類は全てA4サイズ・片面印字（両面印字不可）でご提出ください。
サイズが異なる書類（源泉徴収票や賃貸借契約書等）については、A4の白紙にのりで貼付して提出するか、拡大・縮小コピー等により、サイズを統一してご提出ください。
- 申請書類の中に、ホチキス止めされている書類があれば、ホチキスを外してご提出ください。
- 申請書類に付箋を貼ったりクリップで止めたりせず、1枚のクリアファイルに入れてご提出ください。
- 申請書類の各欄は、黒色の万年筆又はボールペン（消せるボールペンは不可）で明瞭、正確に記入してください。訂正する場合は、修正液等は使用せず、二重線を引いて余白部分に記入してください。
- 日本税理士会連合会のホームページからダウンロードして申請書類をご用意された方につきましては、はがき（日税連指定のもの）の提出は不要です。本会でご用意致します。
- 申請書類の説明並びに記載例等につきましては、日本税理士会連合会が発行している「税理士登録の手引」をご参照ください。
なお、「税理士登録の手引」につきましては、日本税理士会連合会のホームページよりダウンロードすることが出来ます。

日本税理士会連合会ホームページ＞税理士を目指す＞税理士の登録＞登録の流れ・手数料
<https://www.nichizeiren.or.jp/prospects/entry/howto/>

【 お問い合わせはこちらまで 】

北海道税理士会 新規登録担当

〒064-8639 札幌市中央区北3条西20丁目2-28

北海道税理士会館3階

TEL 011-621-7101 FAX 011-642-0476

受付時間 平日午前9時00分～11時30分

午後1時00分～ 4時30分

※土日祝日・年末年始・その他北海道税理士会館の休館日は、窓口受付・電話対応等を行っておりません。

【 登録手数料納付先 】

北洋銀行 北五条通支店 （普通） 0085375 北海道税理士会